

市第84号議案

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の
基準に関する条例の制定

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の
基準に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第17条第 3 項及び第24条第 1 項の規定に基づき、特定都市河川流域内における雨水貯留浸透施設（以下「施設」という。）及び保全調整池の標識の設置に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（施設の標識の設置に関する基準）

第 3 条 法第17条第 3 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものであること。

- (1) 施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 施設の容量（容量のない施設にあっては、規模）及び構造の概要

(4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者にあつては、市長の許可を要する旨

(5) 施設の管理者及びその連絡先

(6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(保全調整池の標識の設置に関する基準)

第 4 条 法第24条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものであること。

(1) 保全調整池の名称及び指定番号

(2) 保全調整池の容量及び構造の概要

(3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者にあつては、市長に届け出なければならない旨

(4) 保全調整池の管理者及びその連絡先

(5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、特定都市河川流域内における雨水貯留浸透

施設及び保全調整池の標識の設置に関する基準を定めるため、横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（工事完了の検査等）

第17条 （第1項及び第2項省略）

3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第1項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第11条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。第6項から第8項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

（第1号、第2号及び第4項から第8項まで省略）

（標識の設置等）

第24条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項において準用する第17条第6項から第8項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

（第1号、第2号及び第2項省略）